

喜多方市 農業委員会だより

第24号

令和7年3月

編集発行

喜多方市

農業委員会

☎ 0241(24)5255



光るまなざし 支え合う子

本校では、農業科の学習として、3～6年まで体験を通して学習しています。

3年生は、農業科支援員の鈴木一豊様にご指導いただき、大豆を育てました。枝豆として、または、きな粉にして給食のご飯にふりかけて、みんなでおいしくいただきました。

4年生は、校庭の畑を活用して、カボチャと大豆を育てました。令和になってから開墾した畑ですが、会津農林高等学校耶麻校舎様より毎春、肥料を無償提供していただき、土が肥えた畑になってきました。カボチャは学級ごとに違った三品種を育て、収穫後はハロウィンパーティーを開いておいしくいただきました。

5年生は、農業科支援員の小林千代松様のご指導のもと、関柴町にある田んぼをお借りして、米作りに取り組みました。5月に苗を植えて、10月に無事稲刈りをして収穫することができました。収穫した米は、10月のPTA秋の奉仕作業の日に販売し、大好評でした。

6年生は、農業生産法人APJ様のご指導のもと、塩川町の畑をお借りして、落花生作りをしました。秋の長雨の影響か落花生の実が生育せず、収穫できない事態となりました。例年、収穫した落花生をAPJ様のご協力により商品化し、販売していましたが、今年度は、3学期に実施予定の落花生の殻むき体験でできたものを商品化していきたいと計画しています。

このような体験学習を通して、生産から販売までの作業内容について学ぶだけでなく、生産者の努力や苦勞、地産地消の大切さ、有機栽培のよさや食料自給率の問題などについて気付きながら、農業科のねらいである豊かな心・社会性・主体性を育んでいます。



第一小学校
五十嵐博也 校長

豊かな心・社会性・主体性
を育む農業科の学習

地区だより

落花生の生産

熱塩加納町

落花生…マメ科で原産地は南アフリカ。黄色の花が咲いた後、地中に子房柄がもぐって結実する一風かわった育ち方をします。

熱塩加納町加納地区赤崎集落のT・Kです。私は8年前から喜多方市の榎おくやさんに、契約栽培として落花生を生産卸しています。落花生は連作障害の関係で3年で作付けする圃場を変えますが、毎年10アール位作付けしています。毎年作付けしていない圃場をどうしようかと考えていたら、榎おくやの専務に声をかけられ、落花生の栽培を始めました。

私の家では家族経営で人手が少ない為、定植と収穫が作業としては日数もかかりますが管理作業が除草作業のみで、他の作物に比べると管理作業が少ないので、現在でも栽培を続けています。

しかし近年では、資材そして肥料の高騰で生産コストが上がってしまい苦しい状況ではあります。が、生産コストをなるべく抑えられるように業者さんに相談しながら、良質の落花生を栽培できるように頑張りたいと思います。そしてもつべきことは、同級生（おくやの専務）であり何でも話せる友だどと痛感している次第です。

(小林千代松 委員)



令和6年度 喜多方市農業委員会視察研修

令和6年11月1日、郡山市の「榎鈴木農園」の視察研修を受け、その後、須賀川市農業委員会と意見交換会を行いました。

「榎鈴木農園」は年間1,200tのナメコの生産をしています。また、まだか菜園も経営しており、そちらでは枝豆48ha、人参13ha、カブ5haを栽培しており、計70名の従業員が働いています。

鈴木農園では冬でも仕事ができるように、創業当初はヒラタケやシメジを栽培しておりましたが、収穫量と品質が安定していなかったため、ナメコ栽培を開始しました。その後、独自の種菌改良を行いジャンボナメコを開発しました。

ナメコを作っている過程でおが屑が余ったため、野菜作りを始めたことでまだか菜園を設立しました。当初は野菜作りが初めてということもあり土づくりは非常に苦労し、現在も試行錯誤の繰り返しで野菜を栽培しているようです。

経費削減・効率の良い販売方法を考え、一般的なカブは葉がついているが、葉を切ってしまう規格を変えることで、一度に積載できる量を増やし経費削減を図っていました。人参や枝豆は物量では他社に勝てないと判断しブランドにこだわって栽培を行っています。また、JGAPを取得したことにより様々なスーパー等販売ルートを広げることが出来たと話し

ていました。

その後、喜多方市と同程度の規模というところで須賀川市農業委員会と共通の課題である遊休農地解消や農地の集約に関して等の意見交換を行いました。

また、農業委員会と推進委員の活動や役割が喜多方・須賀川では違うなど驚くことが多くありました。

大規模農業法人での経営方法や他の農業委員会との課題共有など、非常に参考になる研修でした。

(大竹 久登 委員)



令和6年度 福島県下農業委員会大会に参加して

永年勤続表彰

大八木 氏
木戸 氏
岩淵 氏

11月15日金曜日、令和6年度福島県下農業委員会大会が郡山ユラックス熱海で開催され、喜多方市農業委員会京野会長ほか19名が出席しました。大会は県内各地から約千人の関係者が集まり、憲章斉唱から始まり、表彰・記念講演がありました。

表彰では、12年以上在任の農業委員・推進委員が選出され、永年勤続者として喜多方から、大八木 孝氏、木戸 賢治氏、岩淵 善一郎氏の3名が栄えある賞を受賞されました。

今回、一般社団法人福島県農業会議創立70周年を記念して「食料安全保障と日本農業の将来像」と題して、東京大学特任教授の鈴木宣弘氏が講演され、一時間半に及ぶ熱弁に清聴致しました。

- ①日本は食料自給率10%（全て国内産）に満たず海外から輸入が止まれば、世界で最も餓死者が出るとの試算で国内農業を増強すべき
- ②共同体的な力を連携して、地域のうねりを国全体のうねりにする必要あり
- ③運命共同体として学校給食の地域公共調達、耕作放棄地を住民全体で対処

おめでとうございます

④防衛・国防より地域農業を守ることが最大の安全保障だと強調、農業委員会組織が農地を守り、農業農村を守る事が最大の重要課題である

報告事項

本県農業発展にむけた要望書「新たな食糧安全保障確立に向けた施策・農業担い手の育成確保・地域計画策定と支援・農地制度の適正利用・農業農村の持続的発展」

（小林千代松委員）



喜多方市長へ「農業施策に関する意見書」を提出

11月21日(木)午前10時、喜多方市長公室において、喜多方市農地利用最適化推進施策の改善に関する意見書を提出しました。

農業委員会では、農地の集積・集約化、遊休農地対策及び新規就農者の促進など農地利用の最適化活動に取り組み、更には、地域計画の基礎となる集落の話し合いに積極的に参加し、農業者の実情や地域農業の課題解決に向けた取り組みを行っており、これらの活動を通して得た知見を基に、本市の農地等の利用の最適化を推進するため、農業委員会等に関する法律第38条の規定に基づき意見書を提出したところです。

京野会長ほか5名が出席して4項目にわたる意見書の説明と質疑がなされ、遠藤喜多方市長・農業振興課より回答があり、鳥獣被害対策等にも言及されました。

①多様な担い手への育成・確保

- ・新規就農者の確保と就農定着後のフォローアップまで関係団体と連携
- ・親元就農者への経営確立に向けた支援
- ・中山間地域などの条件不利地を守るため、兼業農家や中小規模農家に対する機械の共同化や更新への支援

②農地の集積・集約化の推進

- ・地域計画に基づく農地中間管理機構を通じた農地の集積・集約化の推進
- ・農地貸借に関する窓口の一本化と必要人員の確保



遠藤市長へ意見書を提出

③遊休農地の発生防止・解消

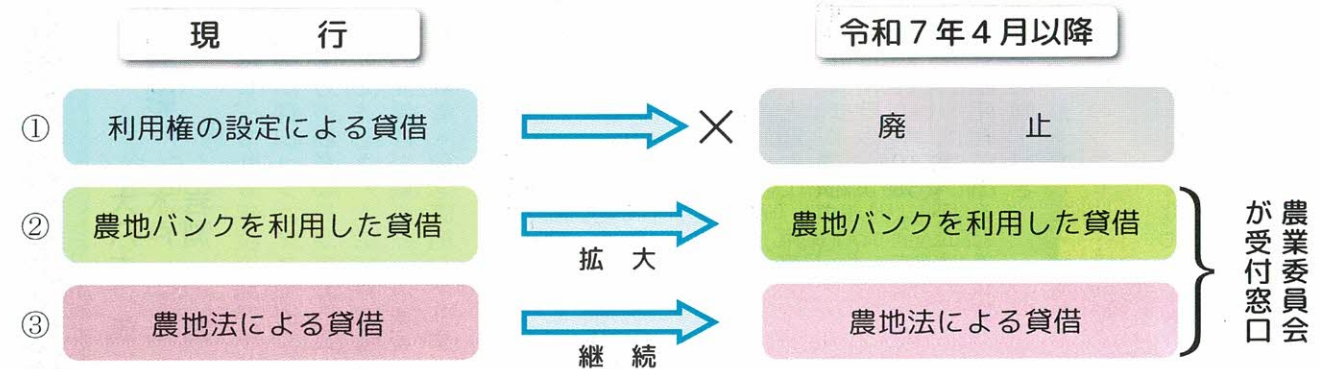
- ・遊休農地等再生支援事業における事業実施者の負担軽減
- ・鳥獣被害対策等の予算確保

④農業生産基盤の維持・発展

- ・第6期中山間地域等直接支払制度への継続支援
- ・多面的機能支払交付金制度・中山間地域等直接支払い交付金制度の活用継続に対する国への要望

（小林千代松委員）

令和7年4月より「農地の貸借」が変わります



- ① 旧農業経営基盤強化促進法（基盤法）の利用権設定による貸し借りは廃止されます。
 ② 令和7年4月以降は地域計画の農業を担う者に対し、農地バンクを介した農地の貸借に移行します。
 ③ 農地法による貸借はこれまでどおり継続されます。
 (注)・相対で契約している「特定農作業受委託」は引き続き継続されます。
 ・基盤法による譲渡の手続きは廃止されます。(農地の売買については農業委員会にご相談ください)

農業者のための 農業者年金制度



現行の「農業者年金」は、自らが積み立てた保険料等（年金給付原資）により将来受け取る年金額が確定する安心の年金制度です。

加入要件は以下の3項目（全てに該当）

- ① 60歳未満であること（国年任意加入は可）
- ② 国民年金第1号被保険者であること（国民年金保険料免除者は除く）
- ③ 年間60日以上、農業に従事していること（農業委員会事務局 ☎0241-24-5255）

農地（田・畑）を相続した場合は、農地法の規定により、所有者の変更について届け出する必要がありますので、法務局での相続登記が完了しましたら、登記完了証（写）を持参のうえ農業委員会への届出をお願いいたします。

農地を相続したら届出を

相続登記がされない、登記簿を確認しても現所有者が分からず「所有者不明土地問題」が発生します。
 このため、不動産登記法が改正され、令和6年4月から相続登記が義務化され3年以内に相続登記の申請をしなければなりません。令和6年4月以前に相続が発生している場合も、3年の猶予期間がありますが義務化の対象になります。

相続登記が義務化されました

編 集 後 記

第24号農業委員会だよりをお届けしました。

昨年の暖冬から一転、大雪の冬となり皆さま除雪に苦労したかと思います。

第23号から2回目の編集となりました。不慣れな点が多く、編集に苦労しましたが、暖かい目で読んでいただけると幸いです。

今年度は米価の上昇が著しく、米農家には嬉しいニュースとなりましたが、次年度はどうなるのか、このままの米価か、更に上昇するのか、またまた下降するのか、注視していきたいと思っています。

また、次年度から「利用権の設定による相対の貸借」が廃止となりますので、これまでとは違い大変な事が出てくるかもしれません。

もうすぐ雪が解け、春になり農作業も活発になることと思います。皆様の健康と豊作を切に願います。

今回、取材対応頂いた農家様へはご協力いただき感謝いたします。

今後も地域農家の活動や、農業委員会の役割、活動情報を発信できるように編集委員会一丸となり取り組んでまいりますので、皆さまどうぞよろしく願います。

（大竹 久登 委員）

委員長	小林千代松	委員	小林 博行
副委員長	大竹 久登	委員	大堀 剛
委員	大野 利之	委員	鈴木 隆
委員	高橋 正雄	委員	小林 和之
委員	小澤 光義	委員	物江 光一